

第30回総会議事録

(令和4年12月22日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第30回総会 議事録	
日 時	令和4年12月22日(木曜日) 14時00分～16時18分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A B
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 25名 (農業委員14名・農地利用最適化推進委員11名) 欠席農業委員数 0名(別添出欠状況表のとおり)
開催形態	公開(傍聴者 0名)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意思決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 農地法第5条許可審議案件の事業計画変更申請に対する意見決定について</p> <p>第10号議案 横浜農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>人・農地プランについて</p> <p>生産緑地地区追加指定仮申請のお知らせについて</p> <p>農業委員等の応募状況について</p>

市施策等についての意見・要望のとりまとめについて
令和5年度総会の開催日程について

審議結果

第1号議案

16号 許可

17号 許可

18号 許可

第2号議案

7号 許可相当

第3号議案

12号 許可相当

13号 許可相当

第4号議案

22号 承認

23号 承認

24号 承認

25号 承認

26号 承認

27号 承認

第5号議案

11号 承認

12号 承認

第6号議案

65号 承認

66号 承認

67号 承認

68号 承認

69号 承認

70号 承認

71号 承認

72号 承認

73号 承認

74号 承認

第7号議案

16号 承認

17号 承認

第8号議案

戸塚21 承認

第9号議案

諸11 承認

第10号議案

議 事

事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第30回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は25名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第30回総会を開会いたします。議事録署名人は、福本清委員と奥村玄委員にお願いします。</p>
事務局 安西健一委員	<p>それでは議題に入らせていただきます。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第1号議案第16号を朗読></p> <p>鍋屋交差点から南西に約100mの農用地外1筆です。社会福祉法人が同法人運営の施設利用者の農体験のために寄付を受けるものです。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員	<p>第1号議案第16号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第1号議案第16号については、許可と決定します。</p>
議長 事務局 北村委員	<p>次に、第1号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第1号議案第17号を朗読></p> <p>東俣野公園から西へ約400mの農用地6筆です。譲受人が経営拡大のため購入するものです。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員	<p>第1号議案第17号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第1号議案第17号については、許可と決定します。</p>
議長 事務局 矢島委員 内田推進委員	<p>次に、第1号議案第18号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第1号議案第18号を朗読></p> <p>議案の詳細については内田推進委員から説明します。</p> <p>環状4号線神奈中車庫前交差点から北西に約250mの調整白地1筆です。譲受人が土地を購入し耕作をするものです。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>

委員 議長	<p>第1号議案 18号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第1号議案第18号については、許可と決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第2号議案第7号を朗読></p>
白居委員	<p>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。墓地埋葬法に基づく墓地等経営許可申請について、健康福祉局生活衛生課より許可済です。</p>
白居委員	<p>深田橋交差点から南西に約360mの調整白地1筆です。申請者が樹木葬墓地(合葬墓)として整備するものです。</p>
白居委員	<p>檀信徒及び近隣住民から合葬墓の建設要望が急増しました。寺領のうち、寺の駐車場から近く、徒歩で通える平坦な当該地を選定しました。合葬墓として鉄筋コンクリート製の構造物を埋設して800霊を収め、地上部は樹木葬墓地として整備します。墓地の経営許可の条件に適合する必要最小限の面積です。寺領の既存墓地に合葬墓の整備場所はなく、他は山林等で参拝の利便性に欠けるため、代替性はありません。なお、墳墓は合葬墓工事完了後に健康福祉局生活衛生課の適合検査を受け、墓地の使用が開始してから檀信徒等を募集し、寺の費用負担で建立します。</p>
白居委員	<p>申請地の北側は道路、東側、西側及び南側は青地です。隣接地境界に高さ1.5m以上の生垣を植栽し、幅3m以上の緑地を設け土砂の流出を防ぎます。場内は、通路部分をインターロッキングブロックとし、それ以外は緑地、墳墓部分は盛土にします。盛土は墓地の使用開始後に整形し石で枠組みをして芝を張り、墳墓(モニュメント)とする計画です。</p>
白居委員	<p>雨水は、新設柵に集水させ青地内の新設排水管を經由し、馬洗川水路に放流し、自然浸透と併せて処理します。通作路確保のため公道側敷地をセットバックし砂利敷とするため、周囲の農地に支障のない計画になっています。御審議をお願いします</p>
安西健一委員 事務局	<p>最初から合葬墓にするのですか。</p> <p>そうです。</p>
安西健一委員 事務局	<p>普通は永代供養から始まって、何十年かしたら合葬する流れかと思うのですが。</p> <p>こちらのお寺は普通の墓地はお持ちでいらっしゃると思いますが、そこから移行するというのではなく、最初から合葬墓を希望する方のためと聞いております。</p>
安西健一委員 事務局	<p>では、個人個人の名前は入れずに？</p> <p>そうです。遺骨は全部一緒に中に入れる形になるそうです。御名前は最終</p>

	的にモニュメントに刻むと思うのですが、入れてしまうと個人としては取り出せない合葬墓になるということです。
安西健一委員 事務局	値段はいくらぐらいになるのでしょうか。 値段の確認はしておりません。
安西健一委員 事務局 議長	工事費用は分かっているのですよね。 1,320万です。 他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第2号議案第7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第2号議案第7号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。なお、第3号議案第12号と第9号議案「農地法第5条許可審議案件の事業計画変更申請に対する意見決定について」を一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第9号議案 諸11を朗読> こちらの土地は平成22年に許可を受け、隣地の墓苑および周辺施設を利用するための駐車場を整備する予定でしたが、翌年発生した東日本大震災により事業者の業績が大きく悪化したため、当初の整備計画が中止されることとなりました。
事務局	<第3号議案第12号を朗読> 立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。関係する他法令はありません。
矢島委員 内田推進委員	議案の詳細については内田推進委員から説明します。 荒井沢市民の森から西に約200mの調整白地1筆です。譲受人が土地を購入し資材置場として整備するものです。 譲受人は関東地方を中心に建設機械のリース業を営んでいます。横浜環状南線や昨今の建設工事等の増加に伴い、横浜市南部で建設機械置場を検討していたところ、申請地を見つけたとのこと。現在、横浜市南部での工事の受注件数はおよそ3現場が平均であり、3現場分の建設機械を保管するには、申請地は必要最低限の面積となっています。 申請地の北側は山林、東側、西側は雑種地、南側は雑種地及び道路です。北側は斜面地となっており、法面肩部から1mの位置及び西側の一部に単管による柵を設置、東側、南側、西側の一部の境界にはB型フェンスを設置、南側接道部分の一部に出入口用のスライドゲートを設置します。敷地内は、南側出入口の進入路、転回部を砕石敷、そのほかの農地部分は草刈り整地の上そのままの使用、事業用地はすでに砕石が敷かれているため、現状のまま使用します。雨水はすべて自然浸透です。周囲の農地に支障はありません。

奥村委員	御審議をお願いします。
事務局	平成 22 年に地域から駐車を要望されたとありますが、地域から駐車が欲しいと事業者が頼まれて整備をすることになったのかということ、駐車が中断するとなると要望に応えられなくなるわけで、どこか別の場所に駐車を地域は必要とするのではないかと想像するわけですが、街づくり的な視点からどういう経緯の駐車の申請だったのか、教えていただきたい。
事務局	<p>十年以上前の資料からになります、事業者に要望したのは近隣にある荒井沢市民の森の愛護会会長と申請地の前面に永久の杜という墓苑がありまして、そこの管理責任者の方からの三者の協議で駐車を作ってくれたようです。また、その駐車に関してもお墓を訪れる方や市民の森に来た方が使えるような駐車を整備してほしいということで、協議がなされていたと読み取れました。</p> <p>ではその後どうなったかということ、今どうなっているのかという話ですが、代理人から出されている変更書の中では、先の説明の中で東日本大震災による業績悪化に伴い事業が中断したということに関しては、要望された方たちとは事情を説明したしたうえで、事業を中断するという話をしたという記録が残っています。</p>
事務局	補足ですが、具体的に言いますと平成 22 年の転用は目的が駐車と駐車場内にトイレを設けるという計画でした。それについては、地域の町内会、荒井沢市民の森の愛護会長、事業者の三者でどう管理するかという管理協定まで締結されていました。その後、業績悪化により事業そのものが白紙撤回されたようです。現状で言いますと、市民の森の中にトイレがあり隣接の墓苑にはかなり大規模な駐車が用意されている形でございます。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 3 号議案第 12 号については許可相当とし、第 9 号議案諸 11 については承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案第 12 号については、許可相当、第 9 号諸 11 については承認と決定します。
議長	次に、第 3 号議案第 13 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p><第 3 号議案第 13 号を朗読></p> <p>立地基準については、第 3 種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、貸付者の同意書及び貸付者の通帳の写しにて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。</p>
北村委員	東俣野中央公園から北西へ約 450m 農業振興地域 1 筆です。譲受人が土地を購入し駐車を整備するものです。譲受人は現在旭区において小学校給食や飲食店への食材の配送業務を行っていますが、事業の拡大と配送時間の効率化の為、申請地へ移転するものです。申請地は事業拡大による車両 5 台を含めた 25 台分の車両と通勤用バイクを置くのに必要最小限の面積となって

います。

申請地の北側、西側は道路、南側は畑、東側は資材置場です。北側の入り口以外は既存の鉄板にて囲っています。場内は砂利敷とします。雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第13号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第13号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第4号議案第22号を朗読>

高橋孝至委員

議案の詳細については田中推進委員から説明します。

田中推進委員

舞岡小学校から東に50mの調整白地1筆です。少なくとも平成24年頃から住宅敷地の一部として利用しています。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第22号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案第22号については、承認と決定します。

議長

次に、第4号議案第23号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第4号議案第23号を朗読>

北村委員

東俣野小学校から北東へ約30mの調整白地1筆です。少なくとも平成19年頃から住宅敷地の一部として利用しています。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第23号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案第23号については、承認と決定します。

議長

次に、第4号議案第24号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第4号議案第24号を朗読>

野渡委員

中和田南小学校から南西へ約150mの調整白地1筆です。平成13年から資材置場及び駐車場として利用し現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第24号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第24号については、承認と決定します。
議長	次に、第4号議案第25号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第25号を朗読>
青木委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	原小学校から南東に約550mの調整白地2筆です。昭和55年ごろから資材置場として賃貸し、その後資材置場及び駐車場として貸し現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第25号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第25号については、承認と決定します。
議長	次に、第4号議案第26号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第26号を朗読>
青木委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	原小学校から南東に約570mの調整白地6筆です。平成11年ごろから資材置場及び駐車場として貸しており現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第26号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第26号については、承認と決定します。
議長	次に、第4号議案第27号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第27号を朗読>
野渡委員	議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
遠藤推進委員	上飯田小学校から北西へ約150mの農振白地3筆です。昭和48年より駐車場として、平成17年より携帯電話基地局として利用し現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第27号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第4号議案第27号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島委員	<p><第5号議案第11号を朗読></p> <p>本郷台中央公園から西へ約400mの調整白地2筆です。ジャガイモやサトイモ、トマトやナス等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第11号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 横山委員	<p>次に、第5号議案第12号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第5号議案第12号を朗読></p> <p>いずみ野小学校から北西へ約500mの農用地5筆、農振白地7筆計12筆1団地です。ブルーベリーを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第12号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 矢島委員	<p>次に、第6号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第6号議案第65号を朗読></p> <p>笠間小学校から南西に約500mの生産緑地8筆2団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案第65号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第6号議案第65号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 福本委員	<p>次に、第6号議案第66号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第6号議案第66号を朗読></p> <p>県立釜利谷高校から北へ約500mの調整白地1筆と南へ約450mの生産緑地1筆の計2筆です。梅などの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。</p>

	御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案第66号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第66号については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案第67号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第67号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	東中田小学校から南へ約150mの生産緑地4筆です。柿などの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案第67号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第67号については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案第68号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第68号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員及び安西勤推進委員から説明します。
門倉推進委員	中田中央公園野球場から南西へ約100mの農用地5筆1団地ほか合計10筆5団地です。うち9筆は中田町にあり、リンゴやナシなどの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
安西勤推進委員	同じく、和泉中央北一丁目の1筆についても肥培管理は良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案第68号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第68号については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案第69号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第69号を朗読>
白居委員	議案の詳細については根本推進委員から説明します。
根本推進委員	六ツ川中学校の西約150mにある生産緑地7筆計1団地です。花きを中心に栽培しており、肥培管理概ね良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案第69号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第6号議案第69号については、承認と決定します。

議長 次に、第6号議案第70号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 <第6号議案第70号を朗読>

青木委員 県立瀬谷西高等学校から西へ約680mの生産緑地1筆です。梅などの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。なお、申請地は第71号の申請者と共有しております。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第70号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第6号議案第70号については、承認と決定します。

議長 次に、第6号議案第71号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 <第6号議案第71号を朗読>

青木委員 県立瀬谷西高等学校から西へ約680mの生産緑地3筆1団地です。梅などの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。なお、1筆は第70号の申請者と共有しております。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第71号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第6号議案第71号については、承認と決定します。

議長 ここで、議事参与の制限により、高橋功委員はいったん退室をお願いします。

(高橋功委員 退室)

議長 それでは、第6号議案第72号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第6号議案第72号を朗読>

青木委員 上瀬谷小学校から北に約630mの農用地4筆1団地ほか4筆2団地、及び調整白地4筆2団地の計5団地です。ブドウなどの果樹及び水稻を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第72号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第6号議案第72号については、承認と決定します。

議長 高橋功委員の入室をお願いします。

(高橋功委員 入室)

議長 事務局長 高橋功委員 金子推進委員
では、第6号議案第73号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第6号議案第73号を朗読>
議案の詳細については金子推進委員から説明します。

南瀬谷小学校から東に約400mの生産緑地1筆です。カーネーションなどの花きを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第73号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第6号議案第73号については、承認と決定します。

議長 事務局 森委員
次に、第6号議案第74号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第6号議案第74号を朗読>

東中田小学校から北へ約50mの生産緑地2筆です。柿などの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案74号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第6号議案第74号については、承認と決定します。

議長 事務局 高橋功委員
次に、第7号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第7号議案第16号を朗読>

上瀬谷小学校東側交差点から南東へ約300mの農用地1筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和4年12月26日から令和5年4月30日を予定しています。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案16号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第7号議案第16号については、承認と決定します。

議長 事務局
次に、第7号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第7号議案第17号を朗読>

高橋功委員	上瀬谷小学校から南へ約200mの農用地2筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和4年12月26日から令和5年6月30日を予定しています。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第7号議案17号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案第17号については、承認と決定します。
議長	次に、第8号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第8号議案 戸塚21を朗読> 買い取り希望者がいましたら、令和5年1月4日火曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第8号議案戸塚21について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案戸塚21については、承認と決定します。
議長	次に、第10号議案「横浜農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について」を審議します。農政推進担当から説明をお願いします。
農政推進担当	<第10号議案 No.769重要変更を朗読> 分家住宅建設に伴う除外です。除外面積は1筆で、1,849㎡の内309.24㎡となります。御審議をお願いします。
青木委員	この場所には上下水道等、生活に伴う施設は入っているのでしょうか。
農政推進担当	前面道路まで下水管は通っておりまして、上水については一番最寄りのところから5m程度間が空いてしまうのですが、工事で通していくと聞いております。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案No.769重要変更について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第10号議案No.769重要変更については、承認と決定します。
議長	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第1号から第5号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。

	御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願ひします。
農政推進担当	<人・農地プランについて>
農政推進担当	<生産緑地地区追加指定仮申請のお知らせについて説明>
事務局	<農業委員等の応募状況について説明>
	・12月1日現在の応募状況について
事務局	<市施策等についての意見・要望のとりまとめについて説明>
	・スケジュール周知（昨年同様、12月に用紙配布、1月総会で意見・要望提出）
事務局	<令和5年度総会の開催日程について（総会予定表配付）>
	<その他情報提供・事務連絡を行う>
議長	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。</p> <p>御意見がないようでしたら、これをもちまして第30回総会を閉会といたします。</p> <p>（閉会 午後16時18分）</p>

令和4年12月22日開催 第30回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	議事録署名人
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	議事録署名人
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員
 農政推進担当：野木係長、佐藤技術職員、澤事務職員、畠山技術職員